

## 屋久島町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

### （目的）

- 1 熱中症による人の健康被害の防止を強化するためには、極端な高温の発生時に暑さを一時的にしのご場の利用促進が重要であることから、気候変動適応法\*<sup>1</sup>が改正され、指定の暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター\*<sup>2</sup>」という。）を市町村長が指定できるようになりました。

屋久島町では、熱中症による健康被害を防止し町民の生命と健康を守るため、クーリングシェルターを運用し、町とともに熱中症対策に取り組んでいただける指定管理施設、民間施設を募集します。

- \* 1… 地球温暖化などの気候変動に対する適応を推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律
- \* 2… 冷房施設を有し、熱中症特別警戒アラート\*<sup>3</sup>発表時に町民、その他の者へ開放が義務づけられる施設
- \* 3… 熱中症による重大な健康被害が生じるおそれがある場合に発表される熱中症警戒アラートより一段上の情報。都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値）に達する場合等に発表される。

### （施設開放条件）

- 2 クーリングシェルターとして施設を開放するのは、「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときです。

### （実施内容）

- 3 熱中症対策のため、町民、その他の者が休憩できる場所として以下の内容に協力していただきます。
  - (1) 県内に熱中症特別警戒アラートが発表された際に施設を開放すること。
  - (2) 施設の出入口等、見やすい場所へクーリングシェルターである旨の表示を行うこと。
  - (3) 冷房設備を適切に管理・運用し、休憩場所を快適な室温に保つこと。

### （運用期間）

- 4 熱中症警戒アラートの運用期間である4月～10月とします。

### （応募資格）

- 5 応募資格は町内所在の施設で、以下の要件を全て満たす施設とします。
  - (1) 適当な冷房設備を有すること。

- (2) 県内に熱中症特別警戒アラートが発表された際に、当該施設を町民、その他の者に開放することができること。
- (3) 受け入れることが可能であると見込まれる人数に応じ、一人当たり着座で休憩できる空間が適切に確保されていること。(設備は既設のもので可)

(募集期間)

- 6 随時受付を行います。

(募集方法)

- 7 申込書に必要事項を記入し、本庁健康長寿課窓口、FAX 又は郵送によって以下の提出先に提出してください。

提出先：屋久島町役場 健康長寿課 健康増進係

郵便番号：0997-43-5900

住所：屋久島町小瀬田 849 番地 20

FAX 番号：0997-43-5905

(提出後の流れ)

- 8 申込書提出後の流れは以下の通りです。
  - (1) 募集内容の確認・審査
  - (2) 協定を締結（民間施設の場合のみ）
  - (3) 町が指定するクーリングシェルターとして町ホームページ等で施設の「名称」「所在地」「開放可能曜日・時間帯」「受け入れ可能見込み人数」等を公表
  - (4) 運用開始

(物資の配布、情報の提供)

- 9 町は、クーリングシェルターに指定した施設に次の物資の配布、情報の提供を行います。
  - (1) 施設が町指定のクーリングシェルターである旨を表示したマーク等の配布
  - (2) 熱中症予防に関する啓発資料の配布
  - (3) 熱中症特別警戒アラートの発表時における情報提供

(その他)

- 10 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さないなど、町が不相当と認める場合には、クーリングシェルターとして指定されない、または指定を解除する場合があります。

(申込み・問い合わせ先)

屋久島町役場 健康長寿課 健康増進係

電話：0997-43-5900 FAX:0997-43-5905

Email:kenkou@town.yakushima.kagoshima.jp